

# 給与事務担当者研修会資料

(住居手当)

教職員課調整班学校給与グループ

# 目 次

## 第 1 住居職員を新規に認定する場合

### 【借家・借間の場合】

- 1 借家・借間を職員が単独で借り受けている場合 . . . . . 住居 1
- 2 借家・借間を職員が借り受けていない場合 . . . . . 住居 4
- 3 借家・借間を職員又はその扶養親族たる者が  
他の者と共同して借り受けている場合 . . . . . 住居 7
- 4 手当額の算出 . . . . . 住居 11

### 【単身赴任手当受給者で配偶者等が居住するための住宅を借り受けている場合】

- 1 配偶者が居住するための住居の場合 . . . . . 住居 12
- 2 1 の権衡職員 . . . . . 住居 14

## 第 2 手当額の改定 . . . . . 住居 15

## 第 3 住居職員たる要件を欠くに至った場合 . . . . . 住居 16

## 第 4 質疑応答

- 1 出張等の場合の住居の取扱いについて . . . . . 住居 16
- 2 長期研修の研修地における住居の取扱いについて . . . . . 住居 16
- 3 使用料の解釈について . . . . . 住居 16
- 4 配偶者等と共同名義で借り受けた住宅の  
家賃月額取扱いについて . . . . . 住居 17
- 5 住居手当の月額の変更についての取扱い . . . . . 住居 17

## 資料

- ・ 借家・借間に係る住居手当についての留意事項  
(住宅の貸主・所有者の確認について) . . . . . 住居 18
- ・ 平成 31 年 4 月 1 日付平 31 教職第 190 号  
借家・借間に係る住居手当の取扱いについて (通知)  
. . . . . 住居 19

## 第1 住居職員を新規に認定する場合

### 【借家・借間の場合】

借家・借間に係る手当を支給される職員は、給与条例第12条の3に規定されている。

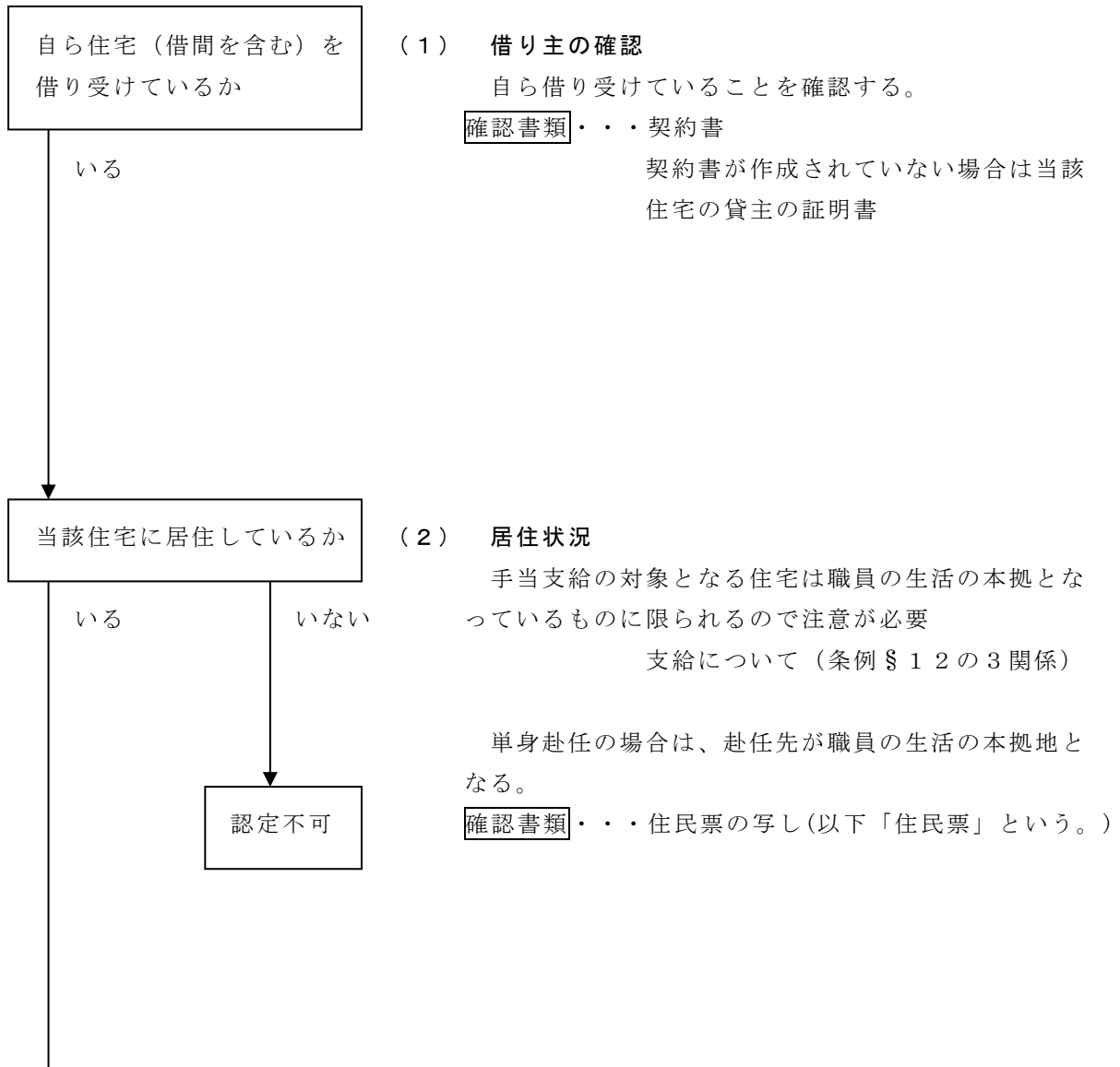
これを分かりやすく言えば、

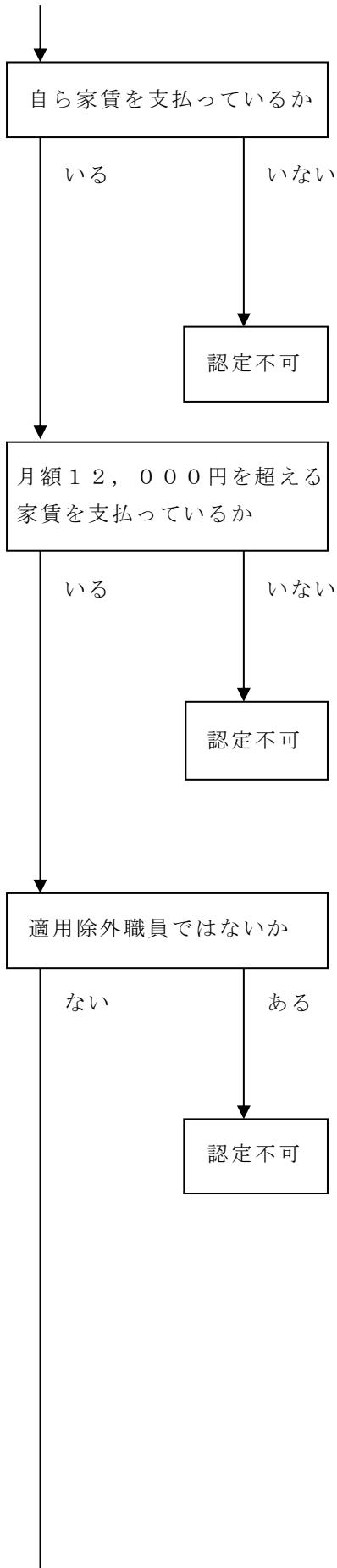
- ①（住居又は借間を）借り受け
- ②（月額12,000円を超える）家賃又は使用料を支払い
- ③（当該住宅等に）居住している

という3点が支給の要件となっており、これらの要件を全て満たしている者が支給対象職員となる。条例 § 12 の 3

住居職員（借家・借間）を新規に認定する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。

#### 1 借家・借間を職員が単独で借り受けている場合





(3) 支払い状況

**確認書類**・・・領収書等、職員が家賃を支払っていることを証明するに足るもの（口座引き落としの場合は引き落とされた通帳及び通帳の口座名義人欄の写し）

※ 「領収書等」には、クレジットカードの利用明細書を含む（インターネットの利用明細画面を印刷したものでも可）。  
 ただし、職員本人名義の口座から引落されていることが確認できるものに限る。

(4) 適用除外職員

- ア 県公舎の使用者と決定され、使用料を納付している学校職員
- イ 国又は地方公共団体から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- ウ 沖縄振興開発金融公庫、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合その他明らかに職員用としての住宅を有する組織から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- エ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族となっていない者が所有し又は借り受けて居住している住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

オ 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

カ 同居配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

条例 § 12 の 3

規則 § 2

支給について（規則 § 2 関係）

同居配偶者・・・職員と同居しているその配偶者

（職員給与条例第1条第1項若しくは、学校職員給与条例第1条第1項又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する者）

支給について（規則 § 2 関係）

認定可

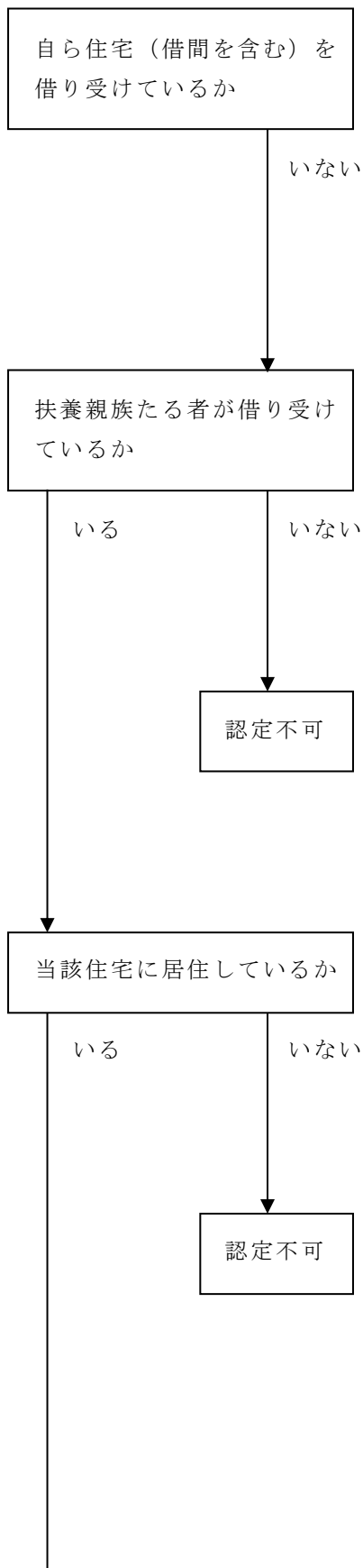
※ エ～カの「所有」には、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した場合及び、譲渡担保の目的で債権者に所有権の一時的な移転をしている場合を含む。

※ 扶養親族となっていない職員の父母又は配偶者の父母から、「別棟」住宅を借り受けている場合は、賃貸関係を十分確認できる場合に限り認定可能。

ただし、職員からの領収書、契約書のみでは賃貸関係を十分確認できるとはいえないので注意が必要。

手当額の算出

## 2 借家・借間を職員が借り受けていない場合



### (1) 職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅

職員の扶養親族が借り受けた住宅であっても、職員がその住宅に居住し、家賃を支払っていれば支給対象職員となる。

支給について（条例 § 12 の 3 関係 2）

「職員の扶養親族たる者」とは扶養手当に規定する扶養親族で届出がなされている者に限られる。

**確認書類**・・・契約書

契約書が作成されていない場合は当該住宅の貸し主の証明書等  
扶養親族届等、住宅を借り受けた者が職員の扶養親族であることを確認できる書類

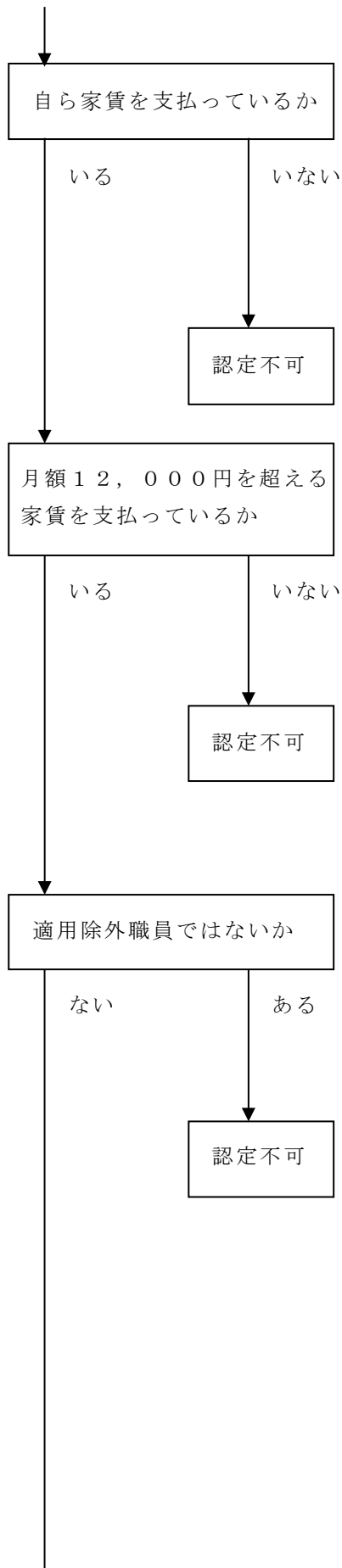
### (2) 居住状況

手当支給の対象となる住宅は職員の生活の本拠となっているものに限られるので注意が必要。

支給について（条例 § 12 の 3 関係）

単身赴任の場合は、赴任先が職員の生活の本拠地となる。

**確認書類**・・・住民票



(3) 支払い状況

**確認書類**・・・領収書等、職員が家賃を支払っていることを証明するに足るもの（口座引き落としの場合は引き落とされた通帳及び通帳の口座名義人欄の写し）

※ 「領収書等」には、クレジットカードの利用明細書を含む（インターネットの利用明細画面を印刷したものでも可）。  
 ただし、職員本人名義の口座から引落されていることが確認できるものに限る。

(4) 適用除外職員

- ア 県公舎の使用者と決定され、使用料を納付している学校職員
- イ 国又は地方公共団体から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- ウ 沖縄振興開発金融公庫、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合その他明らかに職員用としての住宅を有する組織から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- エ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族となっていない者が所有し又は借り受けて居住している住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

- オ 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員
- カ 同居配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

条例 § 12 の 3

規則 § 2

支給について（規則 § 2 関係）

同居配偶者・・・職員と同居しているその配偶者

（職員給与条例第1条第1項若しくは、学校職員給与条例第1条第1項又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する者）

支給について（規則 § 2 関係）

認定可

※ エ～カの「所有」には、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した場合及び、譲渡担保の目的で債権者に所有権の一時的な移転をしている場合を含む。

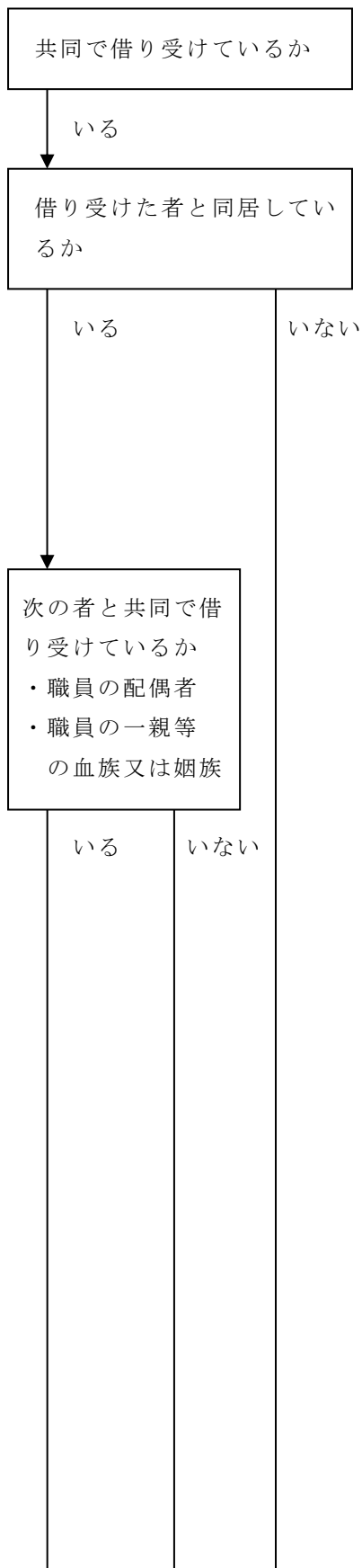
※ 扶養親族となっていない職員の父母又は配偶者の父母から、「別棟」住宅を借り受けている場合は、賃貸関係を十分確認できる場合に限り認定可能。

ただし、職員からの領収書、契約書のみでは賃貸関係を十分確認できるとはいえないので注意が必要。

手当額の算出



### 3 借家・借間を職員又はその扶養親族たる者が他の者と共同して借り受けている場合



#### (1) 共同で借り受けた住宅

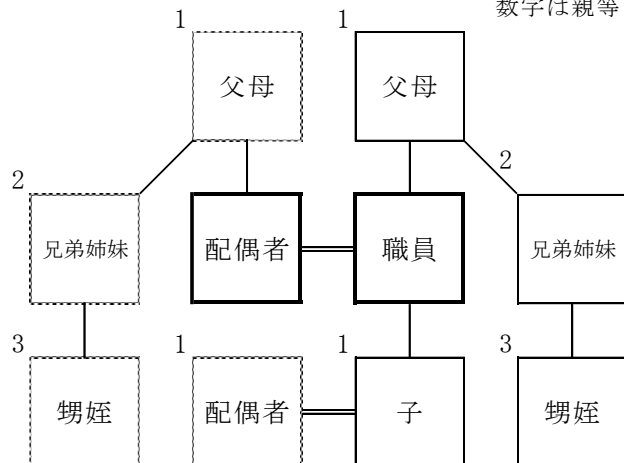
職員又はその扶養親族たる者と配偶者等とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り支給対象職員となる。

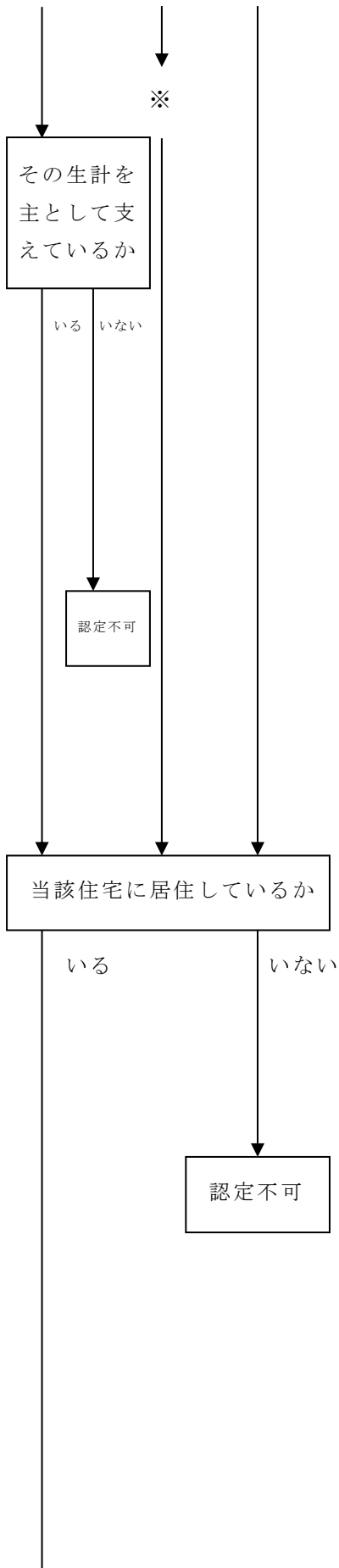
配偶者等 職員の配偶者  
職員の一親等の血族又は姻族である者  
 支給について（条例 § 12 の 3 関係）

**確認書類**・・・契約書

- ・職員との身分関係がわかる戸籍謄本、住民票等（住宅を借り受けた者の続柄が記載されているもの）
- ・全世帯員の所得証明書等、同居世帯の生計を職員が主として支えていることを証明する書類
- ・住民票等、職員と当該住宅を借り受けた者が同居していることを証明する書類

点枠は姻族  
 数字は親等





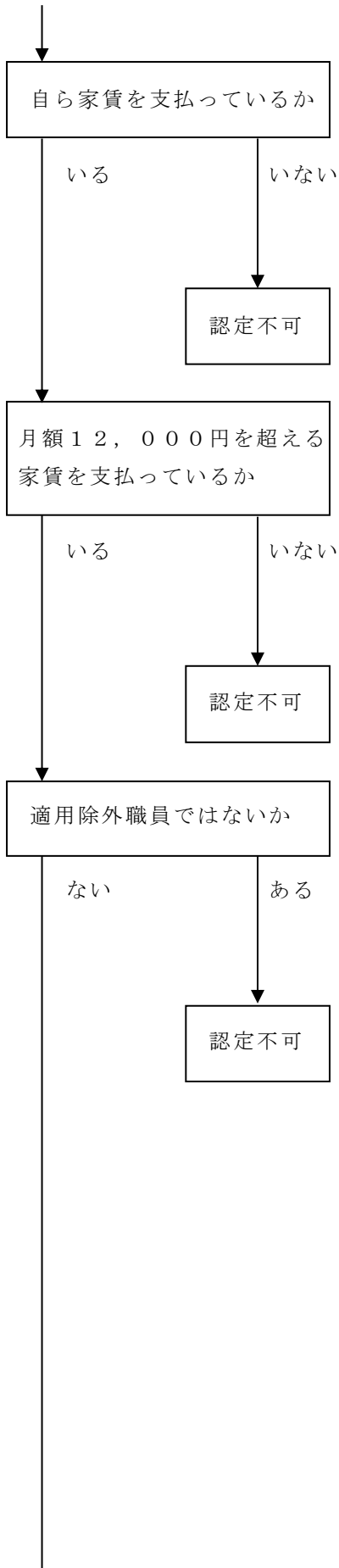
※ 配偶者等以外の者と共同で借り受けて同居している場合、当該住宅に係る家賃の月額を共同名義人の人数で除して得た額をもって職員が負担する家賃の月額とみなす。

(2) 居住状況

手当支給の対象となる住宅は職員の生活の本拠となっているものに限られるので注意が必要  
支給について（条例 § 12 の 3 関係）

単身赴任の場合は、赴任先が職員的生活の本拠地となる。

確認書類・・・住民票



(3) 支払い状況

**確認書類**・・・領収書等、職員が家賃を支払っていることを証明するに足るもの（口座引き落としの場合は引き落とされた通帳及び通帳の口座名義人欄の写し）

※ 「領収書等」には、クレジットカードの利用明細書を含む（インターネットの利用明細画面を印刷したものでも可）。  
 ただし、職員本人名義の口座から引落されていることが確認できるものに限る。

(4) 適用除外職員

- ア 県公舎の使用者と決定され、使用料を納付している学校職員
- イ 国又は地方公共団体から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- ウ 沖縄振興開発金融公庫、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合その他明らかに職員用としての住宅を有する組織から貸与された職員宿舎に居住している学校職員
- エ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族となっていない者が所有し又は借り受けて居住している住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

オ 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

カ 同居配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受け、そこに居住している学校職員

条例 § 12 の 3

規則 § 2

支給について（規則 § 2 関係）

同居配偶者・・・職員と同居しているその配偶者

（職員給与条例第1条第1項若しくは、学校職員給与条例第1条第1項又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する者）

支給について（規則 § 2 関係）

認定可

※ エ～カの「所有」には、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した場合及び、譲渡担保の目的で債権者に所有権の一時的な移転をしている場合を含む。

※ 扶養親族となっていない職員の父母又は配偶者の父母から、「別棟」住宅を借り受けている場合は、賃貸関係を十分確認できる場合に限り認定可能。

ただし、職員からの領収書、契約書のみでは賃貸関係を十分確認できるとはいえないので注意が必要。

手当額の算出

#### 4 手当額の算出

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている学校職員

手当額＝家賃の月額－12,000円

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている学校職員

$$\text{手当額} = \frac{\text{家賃の月額} - 23,000 \text{円}}{2} + 11,000 \text{円}$$

2分の1加算限度額	16,000円	
最高支給限度額	27,000円	条例§12の3

(3) 家賃に含まれないもの

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 電気、ガス、水道等の料金

ウ 団地内の児童遊園、外灯その他共同利用施設に係る負担金（共益費）

エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

支給について（条例§12の3関係3）

(4) 家賃の額が明確でない場合

ア 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている「家賃の額」として取り扱うものとする。

イ 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

支給について（条例§12の3関係3）

ウ 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合には、その支払額の100分の40に相当する額

エ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合には、その支払額の100分の90に相当する額

支給について（規則§7関係）

【単身赴任手当受給者で配偶者等が居住するための住宅を借り受けている場合】

1 配偶者が居住するための住宅の場合

- ① 単身赴任手当の支給を受け
- ② 配偶者が居住するための住宅を借り受け
- ③ 月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている

という3点の要件を全て満たしている者については、当該住宅に係る住居手当が支給される。条例 § 12条の3

単身赴任手当の支給を受けているか

(1) 単身赴任手当の受給の確認

単身赴任手当の支給を受けていることを確認する。

**確認書類**・・・単身赴任手当認定簿

いる

配偶者が居住するための住宅を借り受けているか

(2) 配偶者が居住するための住宅（次に掲げる住宅を除く。）の借受けの状況

- ア 県公舎又は国、地方公共団体から貸与された職員宿舎
- イ 沖縄振興開発金融公庫、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項各号に掲げる組合その他明らかに職員用としての住宅を有する組織から貸与された職員宿舎

ウ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族となっていないものが所有し、又は借り受けて居住している住宅

エ 職員の扶養親族たる者が所有する住宅

※ ウ、エの「所有」には、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した場合及び、譲渡担保の目的で債権者に所有権の一時的な移転をしている場合を含む。

**確認書類**・・・契約書

契約書が作成されていない場合は当該住宅の貸主の証明書等

住民票（当該住宅に配偶者が居住していることを証明するもの）

※ 「配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員」には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っている者を

いる

いない

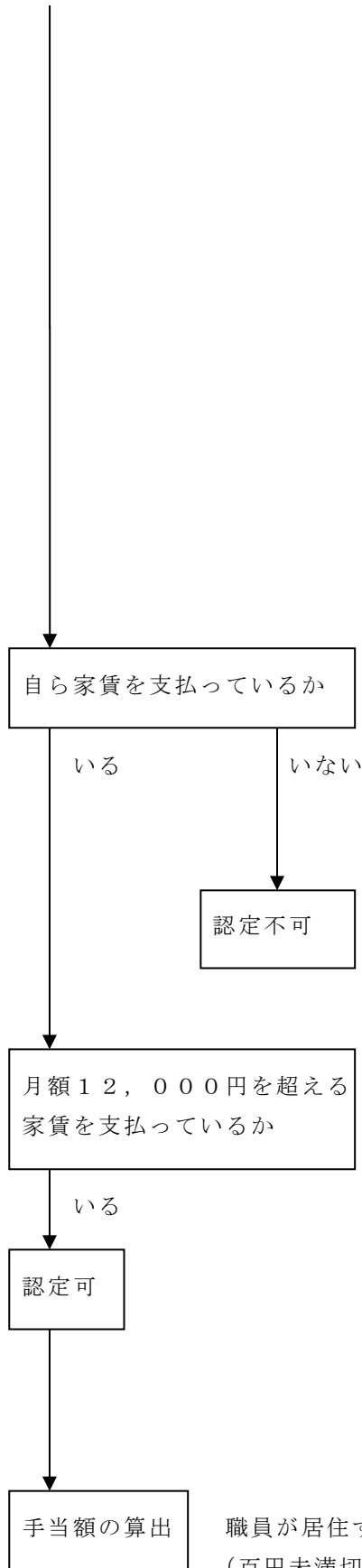
認定不可

含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り、借主とする。

- a 職員又はその扶養親族である者と職員の1親等の血族又は姻族である者とは共同して借り受け、当該1親等の血族又は姻族である者が居住している住宅
- b 職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とは共同して借り受けている住宅

※ この場合には、確認書類として

- ・ 職員との身分関係がわかる戸籍謄本、住民票等（住宅を借り受けた者の続柄が記載されているもの）
- ・ 全世帯員の所得証明書等、同居世帯の生計を職員が主として支えていることを証明する書類が必要



### (3) 支払い状況

**確認書類**・・・領収書等、職員が家賃を支払っていることを証明するに足るもの（口座引き落としの場合は引き落とされた通帳及び通帳の口座名義人の欄の写し）

※ 「領収書等」には、クレジットカードの利用明細書を含む（インターネットの利用明細画面を印刷したものでも可）。ただし、職員本人名義の口座から引落されていることが確認できるものに限る。

職員が居住する借家・借間の例により算出した額の2分の1に相当する額（百円未満切捨て）

※ 職員が居住する住宅について住居手当が支給される場合は、当該手当の額との合算額が支給されることとなる。

## 2 1の権衡職員

1の要件は満たさないが、1の職員との権衡上必要があると認められる次の職員に対しても住居手当が支給される。

条例 § 12条の3

規則 § 4

- (1) 単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）が居住するための住宅として、次に掲げる住宅を借り受け、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員

※ 「単身赴任手当支給要件に係る子が居住するための住宅」とは、当該子が居住する住宅であって、当該子の生活の本拠地になっているものに限る。

ア 異動等の直前の住居であった住宅（1の（2）のアからエまで掲げる住宅を除く。）

イ 次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（1の（2）のアからエまでに掲げる住宅を除く。）

(ア) 異動等の直前の住居であった住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。）

(イ) 赴任時に帯同赴任し、人事委員会の定める特別の事情により、3年以内に単身赴任手当の支給要件に係る子と別居することにより、単身赴任手当が支給される場合の別居の直後の単身赴任手当の支給要件に係る子の住居である住宅

(ウ) その他(ア)及び(イ)に相当すると認められる住宅

- (2) 職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する単身赴任手当の支給要件に係る子がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、当該子が職員又はその職員の1親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該1親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り、借主とする。

※確認書類・・・1と同様

※手当額の算出・・・職員が居住する借家・借間の例により算出した額の2分の1に相当する額

（百円未満切捨て）

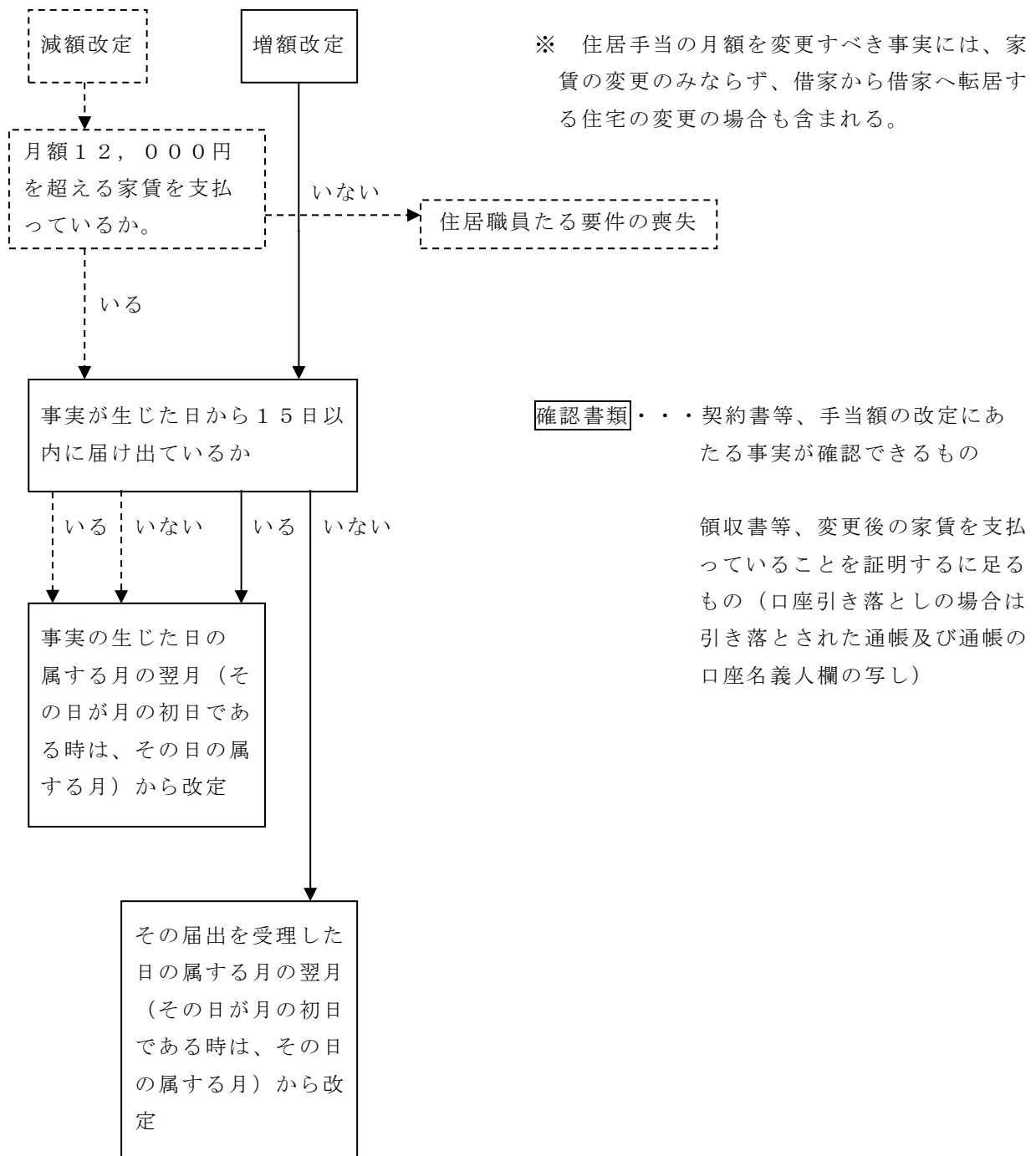
※ 職員が居住する住宅について住居手当が支給される場合は、当該手当の額との合算額が支給されることとなる。



## 第2 手当額の改定

住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。ただし、住居手当の月額を増額して改定する場合の住居手当の支給の開始については、規則第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

規則 § 8



### 第3 住居職員たる要件を欠くに至った場合

住居手当を受けている職員がその認定に係る要件を欠くに至ったときは、その住居職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

規則 § 8

**確認書類**・・・転居後の住民票

認定を受けていた借家等の最終月の家賃の領収書等、  
家賃を支払っていたことを証明するに足るもの（口座  
引き落としの場合は引き落とされた通帳及び通帳の口  
座名義人欄の写し）

### 第4 質疑応答

#### 1 出張等の場合の住居の取扱いについて

問 借家に居住し、住居手当を支給されている職員が、次に掲げる場合に該当して一時的に当該住宅に居住しないこととなる場合においても、その職員の生活の本拠は当該住宅として取り扱い、引き続き住居手当を支給してよいか。

- (1) 出張（研修を含む。）の場合
- (2) 公務のために船舶に乗り組んだ場合
- (3) 病気療養のため病院、療養所等に入院した場合又は転地療養の場合
- (4) 海外派遣の場合

答 当該住宅について、職員が居住し得る状態が引き続く（借家の場合契約が継続しており、家賃を支払い続けている）限り、「自ら居住する」ものとして支給して差し支えない。  
なお、当該住宅を他人に賃貸している場合は支給できない。

#### 2 長期研修の研修地における住居の取扱いについて

問 (1) 長期研修中の職員が、研修期間中家族を職員宿舎に残し、職員は研修地で借間に仮住いすることとなった場合、住居手当を支給できるか。（住民票の異動を伴わない。）

(2) 職員宿舎を引き払い、研修地の借間に家族と共に居住する場合はどうか。（住民票の異動を伴う。）

答 (1)については、職員の生活の本拠は職員宿舎であると認められるので住居手当は支給できないが、(2)については、研修出張旅費として宿泊費相当分の支給を受けていない場合には、研修先の住居に生活の本拠を移したと認められるので、住居手当を支給して差し支えない。

#### 3 使用料の解釈について

問 給与条例第12条の3第1項第1号に規定する「使用料」とは、どのようなものを指すのか。

答 住宅を借り受ける場合に支払われる単価は、一般には「家賃」という用語が用いられているが、公的な機関等が住宅を貸し付ける場合は、入居許可を与え、その対価につい

て「使用料」という用語を用いており、そのような貸借関係にある場合の住宅の使用料（割増し使用料を含む。）を指すものである。したがって、応接セット、寝具、電話設備等のような家具調度品等の使用料をいうものではない。

#### 4 配偶者等と共同名義で借り受けた住宅の家賃月額の取扱いについて

問 配偶者等と共同名義で借り受けた住宅に居住し、「その生計を主として支えている職員」として借家・借間に係る住居手当を支給される場合のその「家賃の月額」は、当該住宅に係る家賃の月額の全額としてよいか。

答 配偶者等と共同名義で借り受けた住宅に当該配偶者等と同居している場合は、住居手当制度上これを一世帯であるものとし、当該世帯において主としてその生計を支えている者に限って住居手当を支給することとなっているとともに、この場合における手当額の算定の基礎となる「家賃の月額」は、実際の家賃負担の程度にかかわらず、当該住宅に係る家賃の月額の全額となる。

#### 5 住居手当の月額の変更についての取扱いについて

問 「住居手当に関する規則」第8条第2項に規定する住居手当の月額を変更すべき事実には、家賃の変更のみならず住宅の変更の場合も含まれるか。

答 従前の住宅を退去した日又はその翌日に新しい住宅に入居した場合に限り、家賃の変更のみならず住宅の変更の場合も含まれる。

●借家・借間に係る住居手当についての留意事項（住宅の貸主・所有者の確認について）

借家・借間の貸主・所有者（以下「貸主等」という。）が親族である場合は、認定時及び認定後の確認に際し特に慎重を期す必要があるため、事務処理にあたっては下記の点に留意すること。

- ・ 届出を受理する際に、住宅の所有者及び貸主が親族でないか必ず確認すること。
- ・ 職員と貸主等が同居の場合は、適用除外となる場合があるので注意すること。
- ・ 職員、職員の扶養親族、同居配偶者、同居配偶者の扶養親族が借家・借間の所有権を有しているときは認定できないので注意すること。
- ・ 同居でない場合で、貸主等が職員の扶養親族・職員である配偶者の扶養親族・配偶者のいずれかであるときは認定できないので注意すること。
- ・ 貸主等が親族である場合は、契約の内容、家賃の支払方法等に不審な点がないか確認すること。

例 貸主等が遠方の居住者であるにもかかわらず家賃の支払方法が現金持参になっている等（家賃の支払いは極力口座振替とすることが望ましい）

- ・ 貸主等が職員の父母又は配偶者の父母（いずれも職員又は配偶者の扶養親族でない者に限る。）である場合は特別な確認が必要であるため、職員からの届出があった際に個別に教職員課へ照会すること。

（参考）諸手当質疑応答集 第14次全訂版（別棟住宅の取扱い）

（問）借家・借間を借り受けて居住している職員のうち、住居手当の支給対象とならない「適用除外職員」が規則9-54（住居手当）第2条及び給実甲第434号規則第2条関係に定められているが、次に掲げる者から「別棟」の住宅を借り受けた職員は適用除外職員となるのか。

- （1）職員の扶養親族
- （2）職員である配偶者の扶養親族
- （3）配偶者（職員の扶養親族とはなっていない。）
- （4）父母（職員の扶養親族とはなっていない。）
- （5）配偶者の父母（職員である配偶者の扶養親族とはなっていない。）

（答）職員と（1）から（5）までの者との間における賃貸借関係は、社会通念上認めることは適当でない。しかしながら、世帯が別で生計費が区分されていると認められる（4）及び（5）に掲げる者から職員が別棟の住宅を借り受けている場合は、賃貸契約書、家賃の支払書類、貸主の家賃収入の税法上の取扱い書類などによりその事実を十分確認できるときに限って、給与法第11条の10第1項第1号適用職員として取り扱って差し支えない。

平 3 1 教 職 第 1 9 0 号  
平成 3 1 年(2019 年) 4 月 1 日

各 小 中 学 校 長  
各 県 立 学 校 長  
下 関 商 業 高 等 学 校 長 様

教 職 員 課 長

借家・借間に係る住居手当の取扱いについて（通知）

このことについて、平成 3 1 年 4 月 1 日以降に下記の 1 の事実が発生した場合については、下記の 2 のとおり取扱うこととしましたので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 月の途中で借り受けている借家・借間を退去した場合で、当該退去の月の家賃を日割り計算で支払った場合
- 2 退去した月の家賃が日割り計算であったか否かにかかわらず、1 か月分の家賃の額に応じた住居手当を支給する。

【解説】

月の途中で借り受けている住宅を退去し、自宅、実家に転居する場合又は別の借家に転居する場合の住居手当の支給については、退去した月の住居手当は全額支給される。

例：月額 60,000 円の家賃を支払い、月額 27,000 円の住居手当を受けている場合で、  
4 月 1 5 日に借家を退去し、日割りの家賃 30,000 円を支払った場合

⇒ 4 月分の住居手当 27,000 円(日割りの家賃 30,000 円を基準に再計算した 14,500 円ではない)

調 整 班 学校給与グループ TEL083-933-4545 FAX083-933-4559
---